

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は以下のとおりです。

求職者が入社日より6ヶ月以内に自己都合により退職した場合、または求職者の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇に限る。）は、紹介料のうち、勤続年数に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する下記の銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとする（振込手数料は当事業所の負担とする。）

勤続年数	返還する紹介料の割合
入社後1ヶ月以内の退職	80%
入社後3ヶ月以内の退職	50%
入社後6ヶ月以内の退職	25%
入社後6ヶ月超の退職	0%

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この払戻金制度は適用しません。

以上

許可番号 43-ユ-300223

事業所の名称及び所在地

サンワアルティス株式会社

熊本県菊池市泗水町吉富 205 番地 4